

# 鳥取縣公報

昭和十八年九月三日 金曜日  
第千四百六十五號

## 目次

### 告示

- 馬匹畜産組合設立認可 ..... 一頁
- 假設建築物建築許可 ..... 一頁
- 青年學校設置開校認可 ..... 二頁
- 同 廢止認可 ..... 三頁
- 生計費指數資料調査員任免 ..... 四頁
- 鮮魚介類販賣價格指定中改正 ..... 四頁
- 彙報 ..... 八頁
- 九月の大詔奉戴日實施方策 ..... 五頁
- 九月の常會徹底事項 ..... 五頁
- 本縣の甘藍生產目標 ..... 六頁
- 腺病質の子供に就て ..... 八頁
- 第二回幼稚兒体力検査 ..... 一〇頁

### 告示

#### ◆鳥取縣告示第四百七十七號

鳥取縣馬匹畜産組合設立ノ件昭和十八年八月三十日付ヲ以テ認可セリ

昭和十八年九月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

#### ◆鳥取縣告示第四百七八號

市街地建築物施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十八年九月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

00355

建築主ノ住所氏名 米子市祇園町二ノ二〇二番地  
株式會社米子造船所 取締役社長 坂口平兵衛

一 建築物ノ所在地 米子市祇園町二丁目

一 建築物ノ用途 造船工場附屬倉庫及木材加工場

一 構造種別及棟數 木造屋根スレート葺平家建及同  
二階建二棟

一 建築物ノ面積 突出建築面積 一六、〇〇平方米

一 命令事項

一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス

一 前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指

定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スペシ

一本建築物ヲ他人ヘ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出

ヅベシ

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減  
若ハ變更スルコトアルベシ

## ◇鳥取縣告示第四百七十九號

名稱	位置	設置者	名稱	位置	設置者
鳥取縣東伯郡赤崎町 船山五ヶ村學校組合立	東伯郡安田村大 字籠津三二一番	四ヶ村學校組合	鳥取縣東伯郡赤崎町外 山西青年學校	東伯郡赤崎町外	五ヶ村學校組合
鳥取縣氣高郡青谷町 外五ヶ村學校組合立	氣高郡青谷町大 字青谷三二七〇	四ヶ村學校組合	鳥取縣西伯郡大幡村 外五ヶ村學校組合立	西伯郡春日村大 字上新印二三九	西伯郡大幡村外
箆蚊青年學校	番地五	五ヶ村學校組合	箆蚊青年學校	番地五	五ヶ村學校組合
鳥取縣岩美郡本庄村 立岩美郡寶木村 外八ヶ町村學校組合立	岩美郡本庄村大 字新井五二〇番	岩美郡本庄村外 八ヶ町村學校組合	鳥取縣岩美郡寶木村 立岩美郡寶木村 外八ヶ町村學校組合立	岩美郡本庄村大 字新井五二〇番	岩美郡本庄村外 八ヶ町村學校組合
成器村岩美郡大茅村 成青器村岩美郡大茅村 外三ヶ村學校組合立	氣高郡寶木村大 字新井九八九番	氣高郡寶木村外 三ヶ村學校組合	成器村岩美郡大茅村 成青器村岩美郡大茅村 外三ヶ村學校組合立	氣高郡寶木村大 字新井九八九番	氣高郡寶木村外 三ヶ村學校組合
鳥取縣岩美郡寶木村 立岩美郡寶木村 外八ヶ町村學校組合立	岩美郡本庄村大 字新井五二〇番	岩美郡本庄村外 八ヶ町村學校組合	鳥取縣岩美郡寶木村 立岩美郡寶木村 外八ヶ町村學校組合立	岩美郡本庄村大 字新井九八九番	岩美郡本庄村外 八ヶ町村學校組合
鳥取縣岩美郡大茅村 成器村岩美郡大茅村 外三ヶ村學校組合立	氣高郡寶木村大 字新井九八九番	氣高郡寶木村外 三ヶ村學校組合	鳥取縣岩美郡大茅村 成器村岩美郡大茅村 外三ヶ村學校組合立	氣高郡寶木村大 字新井九八九番	氣高郡寶木村外 三ヶ村學校組合

## ◇鳥取縣告示第四百八十號

00356

## ◇鳥取縣告示第四百八十號

青年學校令ニ依リ左記私立青年學校ヲ設置シ昭和十八年八月ヨリ開校ノ件昭和十八年七月三十一日認可セリ

昭和十八年九月三日

鳥取縣知事 武島一義

名稱	位置	設置者
私立福田青年學校	鳥取縣氣高郡湖 山村一二五八番	福田輕飛行機株 式會社鳥取工場

## ◇鳥取縣告示第四百八十一號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十八年三月三十一日限リ廢止ノ件昭和十八年三月三十一日認可セリ

昭和十八年九月三日

鳥取縣知事 武島一義

名稱	位置	設置者
鳥取縣西伯郡彦名村 青年學校	鳥取縣西伯郡大高 村青年學校	國民學校=併設 國民學校=併設

名稱	位置	設置者
鳥取縣西伯郡彦名村 青年學校	鳥取縣西伯郡大高 村青年學校	國民學校=併設 國民學校=併設

名稱	位置	設置者
鳥取縣西伯郡彦名村 青年學校	鳥取縣西伯郡大高 村青年學校	國民學校=併設 國民學校=併設

名稱	位置	設置者
鳥取縣西伯郡彦名村 青年學校	鳥取縣西伯郡大高 村青年學校	國民學校=併設 國民學校=併設

## ◆鳥取縣告示第四百八十二號

生計費指數資料實地調查令第九條ノ規定ニ依ル生計費指數  
資料調査員左ノ通内閣ニ於テ任免セラレタリ

昭和十八年九月三日

正誤

鳥取縣知事 武 島 一 義

解任並任命年月日	解任調査員氏名	任命調査員氏名
昭和十八年八月二十七日	富 山 秀 義	横 川 文 衛
昭和十八年八月二十七日	岸 本 義 春	竹 内 豊 實
昭和十八年九月三日	鳥取縣知事 武 島 一 義	

## ◆鳥取縣告示第四百八十三號

昭和十七年三月鳥取縣告示第百十七號（鮮魚介類最高販賣  
價格指定ノ件）中左ノ通改正ス

昭和十八年九月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

八月二十六日付（號外）告示第四百六十二號中 一頁りん  
ごノ卸賣業者販賣價格「一、二七」ハ「一、三七」二頁十行  
目「本表卸賣業者」ハ「本表ノ卸賣業者」五頁うめノ小  
賣業者販賣價格「其ノ他〇、七〇」ハ「其ノ他〇、〇七」、  
同ジクいちじゆくノ「一、三〇」ハ「〇、一三」、八頁やつが  
しらノ小賣業者販賣價格「十一月及十二月 一、〇〇」ハ  
「十一月及十二月 〇、一〇」、九頁「やまいも（洗ヲ含ム）  
一、一〇〇、一五」ハ「やまいも（洗ヲ含ム）」、「ながいも  
(自然生ヲ含ム)」、「一、一〇〇、一五」ハ「ながいも（自然生ヲ含ム）」  
ノ次ニ其ノ他「一、〇五〇、一五」ヲ加ヘ、十頁きやべつノ  
「六月、七月及十月ヨリ十二月」ハ「六月、七月及十二月マ  
デ」十三頁十七行目「百匁十錢」ハ「百匁當十錢」ヲ執レモ誤

00358

## 彙報

事項に關する講話』を放送すること

（地 方 課）

## 九月の大詔奉戴日實施方策

## 九月の常會徹底事項

食糧戰に！貯蓄戰に！

一億結集總力敢鬪！！

一、決戦下の食糧戰に勝ち抜かう

未曾有の廣い戰域を舞臺とする大決戰です。戰力の増強  
のために船は絶対の要件です。此の苛烈な決戰のとき、外  
米を運ぶために大事な船を使つてはなりません。食糧は國  
内で自給出来るやうにせねばならぬ時です。また今年の麥  
は相當の減收です。この緊迫した食糧事情をしつかりと認  
識して、一大決意の下に國を擧げて食糧戰に必ず勝ち抜き

當日午前六時三十分より十五分間『大詔に關する講話』  
の放送を行ふこと

## 二、實踐事項

『混食や郷土食の工夫をしませう』

この日には特に混食、混炊や郷土食の上手な焼き方食  
べ方を工夫してこれを實行すること

三、實踐事項に關する放送

七日午後七時三十分より二十分間『大詔奉戴日』の實施

するめいか（しまめいか）ノ項ノ玄ニ左ノ項ヲ加  
するめいか茹物 同二、八 同〇、三 同三、〇 同〇、三

ませう。

(一) 食糧増産に邁進しよう  
イ、出来るだけ早く「秋ウンカ」などの害虫を發見し共同で徹底的に驅除を行ひ、米の増産に努めること

口、麥の増産に出来ただけ作付面積の擴張を圖ること  
ハ、舉國草刈運動の刈取目標を達成する月です。是非とも目標を突破して飼料や肥料の増産に努めること

でも目標を突破して飼料や肥料の増産に努めること

(二) 決戦食生活を實踐しよう

イ、この秋の主食として、麥、小麥粉、干ウドンを初めジャガイモ、サツマイモ、豆類等の配給が一層強化されますから、食べ方などを一段と工夫すること

口、米のみならず混食や郷土食の實行につとめること

二、二百七十億貯蓄攻略に邁進しよう

米英撃滅の氣魄をこめてこの目標に總突撃を敢行しませう。

イ、例年この月は貯蓄の成績が落ちがちです。此の際

## 三十八万五千貫

〔播種は九月下旬から十月上旬〕

甘藍は他の葉菜類と違つて周年栽培に適し、而も葉菜類の品薄な時の必需蔬菜として欠くべからざるものである。

依つて縣では本年に於ける作付面積を七十二町歩、生産目標を三十八萬五千貫と決定し、是非共之が生産確保を期

00360

するために別表の如く各郡市別の割當を行つた。切に各位の努力を望む次第である。

甘藍は稍々寒冷を好み、肥沃にして水保ちのよい砂質壤土又は壤土に適する。特に甘藍は高溫乾燥の場合は收量が減少するから、適地の選定を誤らないことが必要である。

本縣に於て最も多く栽培せられてゐる品種は豊田早生、中野早生、中生サダヤサクセツション等であつて、初夏用甘藍としては大体九月下旬頃から十月上旬頃までに一反歩當り約四匁の割で苗床に播種し、本葉二枚位の時三、四寸平方に第一回の移植、更に本葉三、四枚の時五六寸平方に第二回の移植を行つて十二月中旬頃二尺五寸巾の畦に一尺五寸間隔で定植するのである。

定植する圃場には石灰を反當り二十貫乃至三十貫撒布して深耕し、更に基肥を施して整地し、曇天で風のない日に成るべく土を落さないやうにして浅植にするのである。尙ほ定植前に充分灌水して活着を促進することが必要である

郡 市 別	作付割當面積 反	生 産 目 標 千貫
鳥 取 市	一五	九
東 西 伯 野 郡	三五	二一
岩 子 郡	九五	一〇五
米 美 郡	四五	一八〇
八 氣 伯 頭 郡	四五	二〇五
高 山 郡	一〇五	四〇
（農 務 課）	七二〇	三八五

一層戰爭生活に徹し、消費を節約し、持つて居る物の活用や修繕を工夫し、貯蓄財源の生み出しにつとめること。

口、今月は郵便貯金の強調運動が行はれます。便利な定期貯金、積立貯金の増加に努めること。

(地 方 課)

腺病質の子供に就て

母親の努力で容易に癒る  
体質を改造し健康報國へ

大東亞戰爭完勝の爲に又大東亞圈民族指導の爲に、我が日本民族の急速増加が要請され、これが爲政府は昭和三十年一億確保を目標として各種の施設を實施してゐるが、この人口増加はたゞ數の増加のみでなく、必ず質の優良、即ち眞に日本民族としての強い立派な子供の育成といふことが、是非肝要である。そして強い立派な子供とは精神的に身体的に完全なことであるが、この身体的方面として特に注意を要するのは兒童の腺病質である。腺病質の子供は我が國には相當に多く、神經質の子供と共に兒童養育上格別の留意努力を必要とするのである。

腺病質の特徴は淋巴腺が腫れること、粘膜が弱いこと皮膚の抵抗力が弱いこと等であつて、風邪にかかりやすく、

カタール（鼻カタール、咽喉カタール、膀胱カタール等）にかかりやすくて、淋巴腺腫張の場合は頸や下顎のものは誰にもわかるが、肺門淋巴腺の腫れるのは専門家でなければわからず、それが進むと肺門淋巴腺結核となる。大体腺病質の子供はそのまま悪くならぬものは成長と共に生活改善によつてよくなつて行くけれども、もし悪く進行すると結核となつて行き、そのうち栄養が悪いとか風邪や肺炎が久しく癒らぬとか、或は腎臓等身体の一部に故障が起きたら他の者より先に悪性に進行するのであつて、國民保健上極めて憂慮すべき体質なのである。

しかしこの腺病質は辛抱よく努力すればやがてよくなるもので、殊に年少の時ほど効果がある、けれどもこれは單なる病氣の治療でなくて、体質をよくするのであるから、醫者にたよつてゐるより母親の眞剣な努力にまたねばならぬ、従つて子供がなか／＼太らないとか、食慾が少ない、食べ物に好き嫌ひがある、よく疲勞する、元氣が少ないといふやうな場合は早く醫師に診て貰つて、腺病質とかつたら辛抱強く体質改造に努力せねばならぬ。

00362

腺病質の子供に對しては、まづその身体を丈夫にするやう努力が第一であるが、それには栄養の完全と適當な運動そして日光に當ること、皮膚を鍛錬すること等が大切である。腺病質の子供には偏食の癖があるものがあるが、偏食は栄養を不完全にする大敵であつて、中には腺病質だから、栄養不良だからといつて肉や卵を必要以上に與へる親があるが、これもやはり肉や卵の偏食である。

子供の偏食癖はまづこれを生ぜぬやう豫防することが肝要であるが、豫防の第一期は離乳期、第二期は四五才頃で離乳期にはステップの形又は裏漉しとして種々の食物に慣れさせ、四五才になれば凡そ大人の食べる種類のものは食べるやう癖をつけられれば大体偏食は豫防出来る。

日光は誰にも必要であるが特に幼少年には格別大切である。都會に生活してゐる人には最も日光の善用が大事で、注意して日光に皮膚をさらし恩恵を多く受けるやうにせねばならない。それに日光は一種の栄養ともいふべく、これを皮膚から吸はせると共に食物の中からも攝ることも有効であつて、干瓢や大根さつまいも等の切り干を食べるのには

太陽の紫外線をとることになる。又婦人の中には日にやけることを嫌ふ人があるが、日にやけたことを名譽とする位でなければ立派な母となることは出來ない。

次は子供の皮膚を丈夫にすることであるが、それには厚着させぬことが肝要である。又腺病質の子供は粘膜が弱くてカタールになり易いから、冬はマスクを使ふことも必要であらうが、それは溫度の急激な變化を防ぐ爲に上手に使はねばならぬのであつて、そんな場合は徐々に調節してその抵抗力を強めるやうにする。よく風邪を引くからといって厚着させたり、何時もマスクをかけさせるのは益々それを弱めるだけで、寧ろ腺病質の製造法といふべきである。

皮膚を丈夫にする爲に乾布摩擦冷水摩擦をすることも甚だ有効であるが、それを習慣づけるには寒い時より暖かい時に始めるのが危険が少く、又薄着の癖をつけるにも暖かい時が便利である。

腺病質の子供は精神的には意志が弱くて、我儘である。そして學業もよくないことがあるが、さういふ場合は無理をしないで、身體を丈夫にしそして抵抗力を増して行くや

うにすれば追々よくなつて行く。

腺病質は前にも述べたやうに國民の素質を低下する危險な体質であるが、母親が眞剣であれば治療は容易なものであるから母たるものはしつかり心を固めてその改善に努め國家の爲に大切な子供を健全に育てゝお國に御奉公させるやう努めねばならないのである。

(衛生課)

## 第二回 乳幼兒体力検査

該當者は必ず受検せよ

九月一日より十月末日まで

國民の増強を圖るは時局下絶對的急務であつて特に將來大東亞共榮圈の十億民衆を指導すべき次代の國民を立派に育て上げることは現代の我々に課せられた重大任務である

依つて政府では全國の青少年に對して体力検査を實施す

ると共に乳幼兒に付ても体力検査を施行して其の保護指導を行ふことになつてゐて本縣に於ても此の春四月に乳幼兒

の第一回体力検査を實施したのであるが、更に本年四月より八月三十一日までの間に出生したる現住乳幼兒並に第一回体力検査の際の要注意者及び疾病異常と認定せられた乳幼兒の第二回体力検査を九月一日より十月三十一日までの間に施行することとなつた。

尙本年の検査施行に付ては五月十八日付縣告示第二百六十六號を以て公布してあるにも拘らず中には之が施行に當つて受檢乳幼兒の範圍其の施行期間及び施行場所等に付て問ひ合せる町村が相當數に達してゐるが、乳幼兒の範圍は前述の如くであり日時場所は市町村長が縣の指定期間内に之を決定實施することになつてゐるのであるから市町村長は早速日時場所を決定して之を實施すると共に、右に該當する各家庭に於ては國家の寶たる乳幼兒の健全育成に萬全を期せられるやう切望する次第である。

"みんな國の子 保護して伸ばせ"  
"護れ國寶興亞の世嗣"

(衛生課)

昭和十八年九月三日印刷  
昭和十八年九月三日發行

鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市吉方町  
印刷所西鳥(19)  
前田印 刷 新 縣